

別記様式第 1

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 殿 届 出 者 住 所 (電 話) 氏 名 (印)		災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 第 号 左 記 の と お り 事 前 届 出 を 受 け た こ と を 証 す る 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 (印)
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

- (注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。